

国保財政健全化のために 保険給付基金を設置 第一回市議会定例会

昭和五十四年の第一回市議会定例会が、三月五日から十九日まで、十五日間開かれました。

提出された議案は二十三件で、主として新年度の予算と条例の制定・改正などでした。審議の結果、いずれも原案どおり可決しました。そのほか請願と陳情が二件、決議が一件、報告事項が六件でした。

審議の結果と内容は、次のとおりです。

人事

◎収入役の選任

岸野節男氏が二月七日付で退任し、その後空席になっていました。収入役に、総務課長の関清氏を選任しました。(関連記事3ページ)

◎固定資産評価員の選任

固定資産評価員の岸野節男氏が二月七日付で辞任しましたので、その後任者に関清氏を選任しました。

条例の制定

◎昭和五十四年度分の固定資産税等の納期の臨時特例に関する条例

現在、地方税法の一部を改正する法律が国会で審議され、納期の延長が決まる予定です。それに伴い、昭和五十四年度の固定資産税と都市計画税の第一期の納期、「四月一日から三十日」を「五月

十日から三十一日」に延長しました。

◎国民健康保険給付基金の設置、管理および処分に関する条例

特別会計国民健康保険費(事業勘定)が前年度において、決算上の剰余金が多くなった場合、一〇分の以上の額を「保険給付基金」として積み立てます。(詳細記事は11ページに掲載)

◎体育館条例

相生町に建設している「日光市体育館」の設置や管理運営、使用料金などの必要事項を決めました。(詳細記事は6ページに掲載)

条例の改正

◎特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例

県内各市との均衡を保つため、非常勤特別職の報酬額を次のように改めました。

- 選挙管理委員会委員長(年額)六万五千元、同委員(年額)五万円、同補充員(日額)二千七百円、農業委員会会長(年額)五万五千元、同会長職務代理者(年額)四万五千元、同委員(年額)四万円、国民健康保険運営協議会会長(年額)二万五千元、同会長職務代理者(年額)二万円、同委員(年額)一万八千元、知識経験者の中から選任された監査委員(月額)二万二千元、市議会議員の中から選任された監査委員(月額)一万六千元、教育委員会委員長(月額)二万円、同委員(月額)一万八千元、社会教育指導員(月額)七万円、学校医(年額)六万円に児童一人当たり百五十円加給、学校薬剤師(年額)一万円、福祉事務所嘱託医(月額)三万五千元、福祉手当審査嘱託医(日額)八千元、母子センター嘱託医(年額)六万円、保育所嘱託医(年額)五万円、保健委員(年額)一万五千元、各種予防接種・健康診断嘱託医(日額)一万五千元、体育指導員(年額)一万三千元、交通指導員(月額)二万円、少年補導員(日額)二千三百円、その他付属機関の各種委員(日額)三千七百元

◎消防団条例

県内各市との均衡を保つため、消防団員の報酬額などを、次のように改めました。

- 団長(年額)十一万円、副団長(同)七万五千元、分団長(同)三万七千元、部長(同)二万八千元、班長(同)二万円、団員(同)一万七千元

◎市営住宅管理条例

花石町に新築している三棟目の中層市営住宅の家賃を、月額一万五千元に決め、すでに取り壊した住宅の規定を削除しました。

◎心身障害児童福祉手当支給条例

心身障害児童の福祉手当、一人につき月額二千五百円を三千元に改めました。

◎重度心身障害者介護手当支給条例

重度心身障害者の介護手当、一人につき月額二万四千円を三万円に改めました。

◎奨学金条例

奨学金として毎月貸している修学資金のほかに、大学入学の際に貸す「入学資金」の制度を設けました。入学資金は二十万円で、貸し付け後二年以内に年賦、半年賦、月賦の方法で返還することになります。

表紙のことは

シリーズ
知られる日光
御神馬碑と
きんぜい碑

手掛石から、石だたみの滝尾参道をさらに進むと、右手の木立の中に「御神馬碑」がある。うっかりすると、見逃がしてしまいうそのこの石碑は、木柵に囲まれた一・五メートルほどの平たい石で、その由来が、こまかい文字で刻まれている。
慶長五年(一六〇〇年)関が原の合戦の時、家康公が乗って武勲をたてた愛馬の碑である。その名馬は、家康公を日光に改葬した折、この地に連れて来て放たれた。以来十四年、寛永七年(一六三〇年)に死んだので、三代家光公の忠臣、梶定良が、この地に葬り、その来歴を刻んだ。
建立者の梶定良は、家光公の死後、四十七年もの間、その霊廟、大猷院を守護した忠臣、毎朝馬に乗って墓参をする姿を見て、当時の日光町民は「梶の殿様」と呼んで慕ったという。ことのほか馬を愛